

申請時提出書類

――《新規申請の場合》――

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
- ※裏面もあるので注意
- 機械器具調書（機械器具の名称、性能及び数）
- 誓約書
- ※水道法第25条の3第1項第3号を参照のこと
- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- 定款及び商業の登記事項証明書
- ※個人経営の場合、住民票の写し、または外国人登録証明書の写し
- 給水装置工事主任技術者が受けている免状、又は主任技術者証の写し
- 主任技術者を雇用していることを証明する書類
- 印鑑証明（代表者印）
- ※個人経営の場合は代表者の印鑑証明を提出
- 会社の案内図、写真（外観・看板・事務所内部）
- 代表者、役員等及び主任技術者の生年月日がわかる書類（健康保険証等の写し）
- 各機械器具ごとの写真
 - ・金切りのこ、その他の管の切断器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用器具
 - ・水圧テストポンプ

（備考）

- 石綿管施工時には、申請書に下記修了証のどちらかを添付していただきます。
- 労働安全衛生法による技能講習修了証（石綿作業主任者技能講習）の写し（※2006年4月1日以降）
 - 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し（※2006年3月31日以前）

――《名称変更の場合》――

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 定款の写し
- 印鑑証明（代表者印）
- ※個人経営の場合、代表者の印鑑証明を提出
- ※代表者印が変更となった場合に必要
- 履歴事項全部証明
- 代表者の生年月日がわかる書類（健康保険証等の写し）
- 旧指定証（原本、または写し）
- ※写しの場合は新規指定証の交付時に原本を提出

――《代表者変更の場合》――

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 誓約書
- 定款の写し
- 印鑑証明（代表者印）
- ※個人経営の場合、代表者の印鑑証明を提出
- ※代表者印が変更となった場合に必要
- 履歴事項全部証明
- 代表者の生年月日がわかる書類（健康保険証等の写し）
- 旧指定証（原本、または写し）
- ※写しの場合は新規指定証の交付時に原本を提出

――《役員変更の場合》――

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 誓約書
- 履歴事項全部証明
- 代表者及び役員等の生年月日がわかる書類（健康保険証等の写し）

―――《住所変更の場合》―――

(定款に記載されているものを記入)

- 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- 定款の写し
- 印鑑証明(代表者印)
 - ※個人経営の場合は代表者の印鑑証明を提出
 - ※代表者印が変更となった場合に必要
- 会社の案内図、写真(外観・看板・事務所内部)
- 履歴事項全部証明
- 代表者の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)
- 旧指定証(原本、または写し)
 - ※写しの場合は新規指定証の交付時に原本を提出

―――《主任技術者選任・解任等の場合》―――

- 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
- 給水装置工事主任技術者免状の写し(選任時)
- 主任技術者を雇用していることを証明する書類(選任時)
- 主任技術者の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)(選任時)

―――《事業の廃止・休止・再開等の場合》―――

- 指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書
- 給水装置工事主任技術者免状の写し(再開時)
- 主任技術者を雇用していることを証明する書類(再開時)
- 代表者、役員等及び主任技術者の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)(再開時)

―――《更新申請の場合》―――

- 指定給水装置工事事業者指定申請書
 - ※裏面もあるので注意
- 機械器具調書(機械器具の名称、性能及び数)
- 誓約書
 - ※水道法第25条の3第1項第3号を参照のこと
- 定款及び商業の登記事項証明書
 - ※個人経営の場合、住民票の写し、または外国人登録証明書の写し
- 給水装置工事主任技術者が受けている免状、又は主任技術者証の写し
- 指定更新時確認事項書(4項目)
- 指定更新時確認事項が確認できる書類(講習会、研修受講実績等)
- 代表者、役員等及び主任技術者の生年月日がわかる書類(健康保険証等の写し)
- 各機械器具ごとの写真
 - ・金切りのこ、その他の管の切断器具
 - ・やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用器具
 - ・トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用器具
 - ・水圧テストポンプ
- 旧指定証(原本、または写し)
 - ※写しの場合は新規指定証の交付時に原本を提出

(備考)

石綿管施工時には、申請書に下記修了証のどちらかを添付していただきます。

- 労働安全衛生法による技能講習修了証(石綿作業主任者技能講習)の写し(※2006年4月1日以降)
- 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し(※2006年3月31日以前)

――《健康保険証の提出について》――

○健康保険証の写しを添付する際には、下図のとおり、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出

＜マスキング（黒塗り）の見本＞

健康保険 被保険者証	本人（被保険者） 令和○年○月○日交付
	記号  番号 
氏名	○○ ○○
生年月日	昭和○○年○○月○○日
性別	○
資格取得年月日	平成○○年○○月○○日
事業者名称	○○株式会社
保険者番号	
保険者名称	○○○○
保険者所在地	○○県○○市○○

――《申請書類の提出方法について》――

○窓口来庁及び郵送等にて申請

※郵送で新規申請と更新申請の場合、返信用封筒を2部を同封してください。
（レターパック、角2封筒等。納入通知書、指定証の送付に使用します。）

郵送先

〒289-1106 千葉県八街市榎戸415番地 八街市水道課行

――《顛末書の提出について》――

○名称、代表者、役員、住所の変更時に、変更のあった日から30日以内に届出を行わない場合、届出時に顛末書を添付していただきます。